

告 示

埼玉県議会告示第一号

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年二月七日

埼玉県議会議長 齊 藤 邦 明

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和五年埼玉県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に、同条第七号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に、同条第八号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第十号中「番号」の下に「又は同法第九十五条の二第二項第一号の免許情報記録の番号」を加え、同条第十一号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に、同条第十四号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第五条第二項中「次に定める」を「次に掲げる」に改める。

第八条第八項第一号及び第二号中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他これらに準ずる事項」を「又はこれらに準ずる事項」に改める。

第十条第一項第一号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

第十一条の見出し中「通知」を「際に通知すべき事項」に改める。

様式第一号中「~~□健康保険被保険者~~」を削る。

様式第五号中「第26条」を「第26条第1項」に改める。

様式第十号中「~~□健康保険被保険者~~」を削る。

様式第十四号中「第36条」を「第36条第1項」に改める。

様式第十五号中「~~を特定する~~」を「を特定する」に改める。

様式第十六号中「~~□健康保険被保険者~~」を削る。

様式第二十号中「第43条」を「第43条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第三条第十号の改正規定は、令和七年三月二十四日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の埼玉県議会の保有する個人情報
報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規
程による改正後の埼玉県議会の保有する個人情報報の保護に関する条例施行規程の
規定に基づいて提出された書類とみなす。